

南信州広域連合告示第 9 号

南信州広域連合飯田広域消防N e t 119緊急通報システム運用要綱を次のように定め、令和 2 年 7 月 21 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

令和 2 年 7 月 21 日

南信州広域連合
広域連合長 牧野光朗

南信州広域連合飯田広域消防N e t 119緊急通報システム運用要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、身体の障がい等により音声による通話が困難な者が消防機関への緊急通報をするときに、インターネット端末を利用して音声以外の方法で緊急通報ができるN e t 119緊急通報システムの運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 聴覚又は言語機能障がい者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 法別表の2に規定する聴覚の障がいを有する者

(イ) 法別表の3に規定する音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいを有する者

イ その他疾病等により会話が困難である等音声による緊急通報が困難であると飯田広域消防の消防長（以下「消防長」という。）が認める者

(2) N e t 119 聴覚又は言語機能障がい者等が、自らが保有するインターネット端末（インターネット機能を利用することができるスマートフォン、タブレット端末、一部のフィーチャーフォン等をいう。以下同じ。）を使用して、当該使用する者の所在地を管轄する消防機関へ緊急通報を行うシステムをいう。

(N e t 119の運用)

第 3 条 南信州広域連合は、飯田広域消防において、第 5 条の規定により登録をした聴覚又は言語機能障がい者等からのN e t 119を利用した緊急通報を受け付ける。

(利用登録の申請)

第 4 条 飯田広域消防が管轄する区域に住所を有し、通勤し、又は通学する聴覚又は言語機能障がい者等でN e t 119を利用しようとする者は、あらかじめ飯田広域消防N e t 119緊急通報システム利用規約に同意の上、次の各号のいずれかの方法により当該システムの利用の登録の申請を行うものとする。

(1) 飯田広域消防N e t 119緊急通報システム利用申請書兼承諾書（様式第 1 号）を消防長に提出する方法

(2) 当該システムの利用の登録をしようとする本人が、インターネット端末からN e t 119緊急通報システムのウェブサイトを開き、利用の登録のために必要な項目を入力する方法

(利用登録の審査等)

第5条 消防長は、前条の規定により利用の登録の申請があったときは、N e t 119を利用することが適当な者であるか否かを審査し、及び適当と認めたときは当該申請をした者を当該システムの利用者（以下「利用者」という。）として登録する。

2 消防長は、前項の規定により利用者として登録したときは、その旨を利用者に通知する。
（登録情報の変更等の届出）

第6条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者は、飯田広域消防N e t 119緊急通報システム登録事項変更等届出書（様式第2号）に必要事項を記入して消防長に提出し、又は利用者がインターネット端末から飯田広域消防N e t 119緊急通報システムのウェブサイトに変更等が生じた事項を入力して届け出なければならない。

(1) 転居やメールアドレスの変更その他N e t 119に登録された利用者の情報に変更があったとき。

(2) N e t 119を利用するインターネット端末を変更したとき。

(3) N e t 119の利用の登録を中止するとき。

（利用登録の取消し）

第7条 消防長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用者の登録を取消することができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により申請があったと認められたとき。

(2) 転居等により第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 登録後、長期間にわたりN e t 119を利用する意思が確認できないとき。

(4) 虚偽の緊急通報による業務の妨害又は公序良俗に違反すると解される行為を行い、利用者として不適格と判断したとき。

(5) その他消防長が必要と認めるとき。

2 消防長は、前項の規定により利用者の取消しをしたときは、当該利用者に通知するものとする。

（利用料）

第8条 利用者のN e t 119の利用料は、無料とする。ただし、当該システムの利用の登録、登録事項の変更及び緊急通報に要した通信に要する費用その他インターネット端末を使用するために要する費用は、利用者の負担とする。

（個人情報の保護及び管理）

第9条 消防長は、南信州広域連合に係る市町村の条例を準用する条例（平成11年南信州広域連合条例第36号）により準用する飯田市個人情報保護条例（平成17年飯田市条例第16号）の規定に基づき、利用者の個人情報を適正に保護し、及び管理しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、N e t 119の利用に関し必要な事項は、消防長が別に定める。